

条例の改正に伴う旧・新対照表

○ 舞鶴市市税条例	1
○ 舞鶴市市税条例の一部を改正する条例	13
○ 舞鶴市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例	18

舞鶴市市税条例旧新対照表

旧	新
<p>(災害等による期限の延長)</p> <p>第 18 条の 2 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他の書類の提出(不服申立てに関するものを除く。)又は納付若しくは納入(以下本条中「申告等」という。)に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要の事項を指定して当該期限を延長するものとする。</p> <p>2 から 5 まで (略)</p> <p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第 19 条 納税者又は特別徴収義務者は、第 40 条、第 46 条、第 46 条の 2 若しくは第 46 条の 5(第 53 条の 8 の 2 において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第 47 条の 4 第 1 項(第 47 条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第 48 条第 1 項(法第 321 条の 8 第 22 項及び第 23 項の申告書に係る部分を除く。)、第 53 条の 8、第 67 条、第 83 条第 2 項、第 98 条第 1 項若しくは第 2 項、第 102 条第 2 項、第 105 条又は第 139 条第 1 項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下第 1 号及び第 2 号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、<u>当該各号に掲げる期間</u>については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第 48 条第 1 項の申告書(法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項</u></p>	<p>(災害等による期限の延長)</p> <p>第 18 条の 2 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他の書類の提出(<u>審査請求</u>に関するものを除く。)又は納付若しくは納入(以下本条中「申告等」という。)に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要の事項を指定して当該期限を延長するものとする。</p> <p>2 から 5 まで (略)</p> <p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第 19 条 納税者又は特別徴収義務者は、第 40 条、第 46 条、第 46 条の 2 若しくは第 46 条の 5(第 53 条の 8 の 2 において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第 47 条の 4 第 1 項(第 47 条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第 48 条第 1 項(法第 321 条の 8 第 22 項及び第 23 項の申告書に係る部分を除く。)、第 53 条の 8、第 67 条、第 83 条第 2 項、第 98 条第 1 項若しくは第 2 項、第 102 条第 2 項、第 105 条又は第 139 条第 1 項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下第 1 号、<u>第 2 号</u>及び第 5 号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、<u>第 1 号から第 4 号までに掲げる期間並びに第 5 号及び第 6 号に定める日までの期間</u>については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第 98 条第 1 項若しくは第 2 項の申告書又は第 139 条第 1 項の</p>

旧	新
<p><u>又は第 19 項の規定による申告書に限る。）、第 98 条第 1 項若しくは第 2 項の申告書又は第 139 条第 1 項の申告書に係る税額(第 4 号に掲げる税額を除く。)</u> 当該税額に係る納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間</p> <p>(3) <u>第 48 条第 1 項の申告書(法第 321 条の 8 第 22 項及び第 23 項の申告書を除く。)、第 98 条第 1 項若しくは第 2 項の申告書又は第 139 条第 1 項の申告書</u>でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から 1 月を経過する日までの期間</p> <p>(4) (略)</p> <p>(普通徴収に係る個人の市民税の賦課後の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収)</p> <p>第 43 条 普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税について所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第 325 条の<u>規定によって閲覧し、その賦課した税額を変更し、若しくは賦課する必要を認めた場合においては、既に第 35 条の 4 又は第 36 条の規定を適用して個人の市民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであった税額のうち、その決定があった日までの納期に係る分(以下本条において<u>同じ</u>。)</u>を追徴する。</p>	<p>申告書に係る税額(第 4 号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間</p> <p>(3) 第 98 条第 1 項若しくは第 2 項の申告書又は第 139 条第 1 項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から 1 月を経過する日までの期間</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>第 48 条第 1 項の申告書(法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項の規定による申告書に限る。)</u>に係る税額(次号に掲げるものを除く。)<u>当該税額に係る納期限の翌日から 1 月を経過する日</u></p> <p>(6) <u>第 48 条第 1 項の申告書(法第 321 条の 8 第 22 項及び第 23 項の申告書を除く。)</u>でその提出期限後に提出したものに係る税額 <u>当該提出した日又はその日の翌日から 1 月を経過する日</u></p> <p>(普通徴収に係る個人の市民税の賦課後の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収)</p> <p>第 43 条 普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税について所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第 325 条の<u>規定により閲覧し、その賦課した税額を変更し、若しくは賦課する必要を認めた場合には、既に第 35 条の 4 又は第 36 条の規定を適用して個人の市民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであった税額のうち、その決定があった日までの納期に係る分(以下本条において「<u>不足税額</u>」という。)</u>を追徴する。</p>

旧	新
<p>2 前項の場合においては、不足税額をその決定があった日までの納期の数で除して得た額に第40条の各納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。次項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。</p> <p>3 所得税の納税義務者が修正申告書(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があったことにより当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。)を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があった後にされた当該所得税に係る更正を除く。)をしたことに基因して、第40条の各納期限から1年を経過する日後に第1項の規定によりその賦課した税額を<u>変更し</u>又は賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日から第1項に規定する不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。</p>	<p>2 前項の場合においては、不足税額をその決定があった日までの納期の数で除して得た額に第40条の各納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。次項及び第4項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。</p> <p>3 所得税の納税義務者が修正申告書(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があったことにより当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。)を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があった後にされた当該所得税に係る更正を除く。)をしたことに基因して、第40条の各納期限から1年を経過する日後に第1項の規定によりその賦課した税額を<u>変更し</u>、又は賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日から同項に規定する不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。</p> <p>4 <u>第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を増加させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)をしたとき(国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を減少させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課し</u></p>

旧	新
<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第 48 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第 321 条の 8 第 22 項の申告書(同条第 21 項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント(申告書を提出した日(同条第 23 項の規定の適用がある場合)で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第 22 号の 4 様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>4 前項の場合において、法人が法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項</p>	<p>た税額が増加したときに限る。)は、その追徴すべき不足税額(当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。)については、次に掲げる期間(令第 48 条の 9 の 9 第 4 項各号に掲げる市民税にあつては、第 1 号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) 第 40 条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間</p> <p>(2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日(当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して 1 年を経過する日)の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第 48 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第 321 条の 8 第 22 項に規定する申告書(同条第 21 項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント(申告書を提出した日(同条第 23 項の規定の適用がある場合)において当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第 22 号の 4 様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>4 前項の場合において、法人が法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項</p>

旧	新
<p>又は第 19 項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から 1 年を経過する日後に同条第 22 項の申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該 1 年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第 321 条の 8 第 23 項の規定の適用がある場合)で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p>	<p>又は第 19 項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から 1 年を経過する日後に同条第 22 項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該 1 年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第 321 条の 8 第 23 項の規定の適用がある場合)において当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>5 <u>第 3 項の場合において、法第 321 条の 8 第 22 項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)</u>は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第 48 条の 16 の 2 第 3 項に規定する市民税にあつては、第 1 号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) <u>当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間</u></p>

旧	新
<p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)</p> <p>第50条 (略)</p> <p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額についても同条第1項、第2項又は第4項の納期限によるものとする。なお、納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項の申告書を提出すべ</p>	<p>(2) <u>当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間</u></p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)</p> <p>第50条 (略)</p> <p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項に規定する</p>

旧	新
<p>き法人が連結子法人の場合にあつては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと)による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p>	<p>申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。<u>次項第2号において同じ。</u>)による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p><u>4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</u></p> <p><u>(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間</u></p> <p><u>(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又</u></p>

旧	新
<p>(固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第 56 条 法第 348 条第 2 項第 9 号、第 9 号の 2 <u>又は第 12 号の固定資産</u>について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第 1 号及び第 2 号に、家屋については第 3 号及び第 4 号に、償却資産については第 5 号及び第 6 号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和 24 年法律第 270 号)第 64 条第 4 項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 31 条の公的医療機関の開設者、令第 49 条の 10 第 1 項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第 2 条第 9 号の 2 に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。))に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)第 2 条第 1 項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料</p>	<p><u>は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)</u>によるものである場合には、<u>当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して 1 年を経過する日)の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間</u></p> <p>(固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第 56 条 法第 348 条第 2 項第 9 号、第 9 号の 2 <u>若しくは第 12 号の固定資産又は同項第 16 号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)</u>について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第 1 号及び第 2 号に、家屋については第 3 号及び第 4 号に、償却資産については第 5 号及び第 6 号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和 24 年法律第 270 号)第 64 条第 4 項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 31 条の公的医療機関の開設者、令第 49 条の 10 第 1 項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第 2 条第 9 号の 2 に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。))に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)第 2 条第 1 項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とする</p>

旧	新
<p>で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p>(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)</p> <p>第59条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p><u>第3条 削除</u></p> <p>(償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき価格に乘じる割合)</p> <p>第7条の2 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 <u>法附則第15条第2項第6号</u>の条例で定める割合は、4分の3とする。</p>	<p>もの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p>(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)</p> <p>第59条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで、<u>第12号又は第16号</u>の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p><u>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</u></p> <p><u>第3条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第33条の3の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</u></p> <p>(償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき価格に乘じる割合)</p> <p>第7条の2 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 <u>法附則第15条第2項第7号</u>の条例で定める割合は、4分の3とする。</p>

旧	新
5 (略)	5 (略)
<u>6</u> (略)	<u>6</u> <u>法附則第 15 条第 29 項の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</u>
<u>7</u> (略)	<u>7</u> (略)
	<u>8</u> (略)
	<u>9</u> <u>法附則第 15 条第 33 項第 1 号イに規定する設備について同号の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。</u>
	<u>10</u> <u>法附則第 15 条第 33 項第 2 号イに規定する設備について同号の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</u>
	<u>11</u> <u>法附則第 15 条第 33 項第 2 号ハに規定する設備について同号の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</u>
<u>8</u> (略)	<u>12</u> (略)
<u>9</u> (略)	<u>13</u> <u>法附則第 15 条第 42 項の条例で定める割合は、5 分の 4 とする。</u>
(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	<u>14</u> (略)
第 7 条の 3 (略)	(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
2 から 7 まで (略)	第 7 条の 3 (略)
8 法附則第 15 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修住宅又は同条第 10 項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 9 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。	2 から 7 まで (略)
(1) から (4) まで (略)	8 法附則第 15 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修住宅又は同条第 10 項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 9 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
(5) 熱損失防止改修工事に要した費用	(1) から (4) まで (略)
(6) (略)	(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第 12 条第 36 項に規定する補助金等
	(6) (略)

旧	新
<p>9 (略)</p>	<p>9 (略)</p> <p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 舞鶴市市税条例第 19 条、第 43 条、第 48 条及び第 50 条の改正規定並びに次項及び附則第 4 項の規定 平成 29 年 1 月 1 日</p> <p>(2) 舞鶴市市税条例附則第 3 条の改正規定及び附則第 3 項の規定 平成 30 年 1 月 1 日</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の舞鶴市市税条例(以下「新条例」という。)第 43 条第 4 項の規定は、前項第 1 号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第 43 条第 2 項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。</p> <p>3 新条例附則第 3 条の規定は、平成 30 年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。</p> <p>4 新条例第 48 条第 5 項及び第 50 条第 4 項の規定は、前項第 1 号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第 48 条第 3 項又は第 50 条第 2 項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。</p> <p>(固定資産税に関する経過措置)</p> <p>5 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成 28 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 27 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。</p> <p>6 新条例附則第 7 条の 2 第 6 項の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に新たに取得され、又は改良される地方税法等の一部を改正する等の法律(平成 28 年法律第 13 号)第 1 条の規定による改正後の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。以下「新法」という。)附則第 15 条第 29 項に規定する償却資産に対して課する平成 29 年度以後の年度分の固</p>

旧	新
	<p>定資産税について適用する。</p> <p>7 新条例附則第7条の2第9項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。</p> <p>8 新条例附則第7条の2第10項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。</p> <p>9 新条例附則第7条の2第11項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。</p> <p>10 新条例附則第7条の2第13項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第42項に規定する家屋及び償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。</p> <p>11 新条例附則第7条の3第8項第5号の規定は、平成28年4月1日以後に改修される新法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。</p>

舞鶴市市税条例の一部を改正する条例旧新対照表

旧			新		
<p>附 則</p> <p>1 から 12 まで (略)</p> <p>13 前項の規定の適用がある場合における新条例第 98 条第 1 項から第 4 項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			<p>附 則</p> <p>1 から 12 まで (略)</p> <p>13 前項の規定の適用がある場合における新条例第 98 条第 1 項から第 4 項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
第 98 条 第 1 項	<u>第 34 号の 2 様式</u>	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成 27 年総務省令第 38 号)第 1 条の規定による改正前の地方税法施行規則(以下この節において「平成 27 年改正前の地方税法施行規則」という。)第 48 号の 5 様式	第 98 条 第 1 項	<u>施行規則第 34 号の 2 様式</u>	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成 27 年総務省令第 38 号)による改正前の地方税法施行規則(以下この節において「平成 27 年改正前の地方税法施行規則」という。)第 48 号の 5 様式
第 98 条 第 2 項	<u>第 34 号の 2 の 2 様式</u>	平成 27 年改正前の地方税法施行規則第 48 号の 6 様式	第 98 条 第 2 項	<u>施行規則第 34 号の 2 の 2 様式</u>	平成 27 年改正前の地方税法施行規則第 48 号の 6 様式
第 98 条 第 3 項	<u>第 34 号の 2 の 6 様式</u>	平成 27 年改正前の地方税法施行規則第 48 号の 9 様式	第 98 条 第 3 項	<u>施行規則第 34 号の 2 の 6 様式</u>	平成 27 年改正前の地方税法施行規則第 48 号の 9 様式
第 98 条 第 4 項	<u>第 34 号の 2 様式</u> 又は第 34 号の 2 の 2 様式	平成 27 年改正前の地方税法施行規則第 48 号の 5 様式又は第 48 号の 6 様式	第 98 条 第 4 項	<u>施行規則第 34 号の 2 様式</u> 又は第 34 号の 2 の 2 様式	平成 27 年改正前の地方税法施行規則第 48 号の 5 様式又は第 48 号の 6 様式
<p>14 から 16 まで (略)</p> <p>17 附則第 14 項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、<u>新条例</u>第 19 条、第 98 条第 4 項及び第 5 項、第 100 条の 2 並びに第 101 条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に<u>掲げる新条例</u>の規定中同表の中</p>			<p>14 から 16 まで (略)</p> <p>17 附則第 14 項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、<u>舞鶴市市税条例</u>第 19 条、第 98 条第 4 項及び第 5 項、第 100 条の 2 並びに第 101 条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に<u>掲げる同条例</u>の規定中同</p>		

旧			新		
欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
第19条各号列記以外の部分	第98条第1項若しくは第2項	舞鶴市市税条例の一部を改正する条例(平成27年条例第31号。以下この条及び第2章第4節において「平成27年改正条例」という。)附則第16項	第19条各号列記以外の部分	第98条第1項若しくは第2項	舞鶴市市税条例の一部を改正する条例(平成27年条例第31号。以下この条及び第2章第4節において「平成27年改正条例」という。)附則第16項
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成27年改正条例附則第15項	第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成27年改正条例附則第15項
第19条第3号	第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第16項の納期限	第19条第3号	第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第16項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正法附則第20条第4項の規定	第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正法附則第20条第4項の規定
第98条第5項	第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第16項	第98条第5項	第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第16項
第100条の2	第98条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第15項	第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第15項
	当該各項	同項		当該各項	同項
第101条	第98条第1項又	平成27年改正条例附則第16項	第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第16項

旧			新		
第 2 項	は第 2 項		18 及び 19 (略)		
20 附則第 15 項から第 18 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			20 附則第 15 項から第 18 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
附 則 第 15 項	前項 附則第 20 条第 4 項 平成 28 年 5 月 2 日	附則第 19 項 附則第 20 条第 10 項において準用する同条第 4 項 平成 29 年 5 月 1 日	附 則 第 15 項	前項 附則第 20 条第 4 項 平成 28 年 5 月 2 日	附則第 19 項 附則第 20 条第 10 項において準用する同条第 4 項 平成 29 年 5 月 1 日
附 則 第 17 項の表 第 100 条 の 2 の項	附則第 15 項	附則第 20 項において準用する附則第 15 項	附 則 第 17 項の表 第 100 条 の 2 第 1 項の項	附則第 15 項	附則第 20 項において準用する附則第 15 項
附 則 第 17 項の表 第 101 条 第 2 項の 項	附則第 16 項	附則第 20 項において準用する附則第 16 項	附 則 第 17 項の表 第 101 条 第 2 項の 項	附則第 16 項	附則第 20 項において準用する附則第 16 項
附 則 第 18 項	附則第 14 項	附則第 19 項	附 則 第 18 項	附則第 14 項	附則第 19 項
21 (略)			21 (略)		
22 附則第 15 項から第 18 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			22 附則第 15 項から第 18 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		

旧			新		
附則第15項	前項	附則第21項	附則第15項	前項	附則第21項
	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項		附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日		平成28年5月2日	平成30年5月1日
附則第17項の表第100条の2の項	附則第15項	附則第22項において準用する附則第15項	附則第17項の表第100条の2第1項の項	附則第15項	附則第22項において準用する附則第15項
附則第17項の表第101条第2項の項	附則第16項	附則第22項において準用する附則第16項	附則第17項の表第101条第2項の項	附則第16項	附則第22項において準用する附則第16項
附則第18項	附則第14項	附則第21項	附則第18項	附則第14項	附則第21項

23 (略)

24 附則第15項から第18項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第15項	前項	附則第23項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
附則第15項	附則第15項	附則第24項において準用する附

23 (略)

24 附則第15項から第18項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第15項	前項	附則第23項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
附則第15項	附則第15項	附則第24項において準用する附

旧			新		
17 項の表 第 100 条 の 2 の項		則第 15 項	17 項の表 第 100 条 の 2 第 1 項の項		則第 15 項
附 則 第 17 項の表 第 101 条 第 2 項の 項	附則第 16 項	附則第 24 項において準用する附 則第 16 項	附 則 第 17 項の表 第 101 条 第 2 項の 項	附則第 16 項	附則第 24 項において準用する附 則第 16 項
附 則 第 18 項	附則第 14 項	附則第 23 項	附 則 第 18 項	附則第 14 項	附則第 23 項
			<p>改正附則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、舞鶴市市税条例の一部を改正する条例附則第 17 項の改正規定(「、新条例」を「、舞鶴市市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改める部分及び同項の表第 19 条第 3 号の項中「第 48 条第 1 項の申告書(法第 321 条の 8 第 22 項及び第 23 項の申告書を除く。)、」を削る部分に限る。)は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。</p>		

舞鶴市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 舞鶴市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対して支払う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>15,300円</u>を超える場合には、<u>15,300円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,350円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から一般運送契約が締結されている</p>	<p>(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 舞鶴市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対して支払う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>15,800円</u>を超える場合には、<u>15,800円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から一般運送契約が締結されている</p>

旧	新
<p>日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)</p> <p>ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手(同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額(当該報酬の額が12,500円を超える場合には、12,500円)の合計金額 (選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第8条 舞鶴市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>510円48銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>301,875円</u>を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。))を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。</p>	<p>日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)</p> <p>ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手(同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額(当該報酬の額が12,500円を超える場合には、12,500円)の合計金額 (選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第8条 舞鶴市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>525円6銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>310,500円</u>を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。))を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。</p> <p>改正附則 この条例は、公布の日から施行する。</p>